

2022年1月28日

各位

会社名 株式会社ブリヂストン
本店所在地 東京都中央区京橋三丁目1番1号
代表者 取締役 代表執行役 Global CEO
石橋 秀一
上場取引所 東京（第一部）及び福岡
コード番号 5108
問い合わせ先 責任者 役職名 IR部長
氏 名 佐治 健太郎
電話番号 (03)6836-3100

当社統括部門長・部門長に対する譲渡制限付株式報酬としての 自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株処分」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期間	2022年2月28日～3月31日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 88,900株
(3) 処分価額	1株につき4,915円
(4) 処分総額	436,943,500円
(5) 処分予定先	当社の統括部門長及び部門長 104名
(6) その他	本自己株処分については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社の統括部門長及び部門長が株価変動に対する株主の皆様との価値を共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、2021年度より「譲渡制限付株式報酬制度」（以下、「本制度」という。）を導入しており、本年度も本制度を継続いたします。

本日、当社取締役会にて本制度に基づき、2022年1月1日時点で当社の統括部門長及び部門長に就任した104名には、当社第104期事業年度（2022年1月1日～2022年12月31日）、2021年1月2日から2021年12月31日の間に当社の統括部門長及び部門長に就任した12名（以下、上記104名及び12名を総称して「割当対象者」という。なお、2022年1月1日時点で当社の統括部門長及び部門長に就任している割当対象者の中には、2021年1月2日から2021年12月31日の間に当社の統括部門長及び部門長に就任した割当対象者と重複している者を含む。）には、当該役職の就任時点から2021年12月31日までの譲渡制限付株式報酬として、金銭報酬債権合計436,943,500円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付す

ることにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式 88,900 株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

なお、割当対象者が株価変動に対する株主の皆様との価値を共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高めるといふ本制度の導入目的の実現を目指すため、「以下 3. 割当契約」の「①譲渡制限期間」に定める譲渡制限期間をそれぞれ設定しております。

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

割当対象役職	譲渡制限期間
当社の統括部門長及び部門長 (2022 年 1 月 1 日時点で統括部門長又は部門長に就任した割当対象者)	2022 年 2 月 28 日～2024 年 12 月 31 日
当社の統括部門長及び部門長 (2021 年 1 月 2 日～2021 年 12 月 31 日の間に統括部門長又は部門長に就任した割当対象者)	2022 年 2 月 28 日～2023 年 12 月 31 日

上記に掲げる割当対象役職の区分に応じ、それぞれ上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

② 譲渡制限の解除

割当対象役職	譲渡制限の解除事由
当社の統括部門長及び部門長 (2022 年 1 月 1 日時点で統括部門長又は部門長に就任した割当対象者)	本譲渡制限期間中、継続して、当社の統括部門長又は部門長の地位にあったこと又は本譲渡制限期間満了前に役割変更により当社の統括部門長及び部門長いずれの地位からも退任したこと。(但し、常務役員への昇格時は地位継続として取り扱う) ※
当社の統括部門長及び部門長 (2021 年 1 月 2 日～2021 年 12 月 31 日の間に統括部門長又は部門長に就任した割当対象者)	本譲渡制限期間中、継続して、当社の統括部門長又は部門長の地位にあったこと又は本譲渡制限期間満了前に役割変更により当社の統括部門長及び部門長いずれの地位からも退任したこと。(但し、常務役員への昇格時は地位継続として取り扱う)

※ただし、2022 年 1 月 1 日時点で当社の統括部門長及び部門長に就任している割当対象者が、2022 年 12 月 31 日までに役割変更により当社の統括部門長及び部門長いずれの地位からも退任した場合には、2022 年 1 月から割当対象者が当社の統括部門長又は部門長のいずれの地位をも喪失した日を含む月までの月数を 12 で除した数に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果 100 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り

上げるものとする。)の本割当株式につき、当該喪失の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

③ 譲渡制限付株式の無償取得

割当対象役職	無償取得事由
当社の統括部門長及び部門長 (2022年1月1日時点で統括部門長又は部門長に就任した割当対象者)	本譲渡制限期間中、依願退職等で当社の従業員のいずれの地位をも喪失した場合。
当社の統括部門長及び部門長 (2021年1月2日～2021年12月31日の間に統括部門長又は部門長に就任した割当対象者)	本譲渡制限期間中、依願退職等で当社の従業員のいずれの地位をも喪失した場合。

当社は、割当対象者が、上記に掲げる割当対象役職の区分に応じ、それぞれ上記に定める無償取得事由に該当した場合、本割当株式を、当該無償取得事由に該当した時点をもって、当然に無償で取得するものいたします。なお、2022年1月1日時点で当社の統括部門長に就任している割当対象者について、本譲渡制限期間の開始日以降、2022年12月31日までに当社の部門長に降格した場合は、2022年1月から統括部門長として在任した月数を12で除した数に、本割当株式の数から部門長の地位に応じて割り当てられる譲渡制限付株式数を引いた株式の数(以下、「差分株式数」という。)を乗じた数(ただし、計算の結果100株未満の端数が生ずる場合には、これを切り上げるものとする。)を、差分株式数から引いた数の本株式数につき、当該降格の時点をもって、当然に無償で取得するものいたします。

さらに、本割当株式のうち、上記②の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除される時点において解除されていないものがある場合には、その時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものいたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、S M B C日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものいたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

割当対象役職	譲渡制限解除対象株式
当社の統括部門長及び部門長 (2022年1月1日時点で統括部門長又は部門長に就任した割当対象者)	当社役員人事・報酬会議の審議を経て Global CEO の決定により、2022年1月から当該決定の日を含む月までの月数(13以上の場合は12とする)を12で除した数に、当該決定の日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた株式数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。)
当社の統括部門長及び部門長 (2021年1月2日～2021年12月31日の間に統括部門長又は部門長に就任した割当対象者)	当社役員人事・報酬会議の審議を経て Global CEO の決定により本割当株式の全部

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、上記に掲げる割当対象役職の区分に応じ、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除すること、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、本割当株式の全部を当然に無償で会社が取得することもできるものとしたします。

4. 処分金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日（2022年1月28日）の属する月の直前1ヶ月の東京証券取引所における当社普通株式の日次終値平均値である4,915円としております。これは、合理的で、かつ割当対象者に特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上